

【】 基本的人権と個人の尊重

[要点：個人の尊重]

基本的人権の尊重は日本国憲法の三大原則の 1 つである。人権の保障は、一人一人の個性を尊重し、かけがえのない人間としてあつかうという個人の尊重の原理に基づいている。

憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めている。個人の尊重は「法の下での平等」とも深く関係している。

※出題頻度「個人の尊重○」

[問題 1]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

憲法は、(①)人権を侵すことのできない永久の権利として保障している。歴史的には自由権と平等権が確立され、のちに社会権が成立した。そして憲法は、人権保障の基本は「(②)の尊重」(憲法 13 条)の原理である。「(②)の尊重」は「法の下での(③)」(憲法 14 条)とも深く関係している。

- | |
|-------|
| ① 基本的 |
| ② 個人 |
| ③ 平等 |

[要点：子どもの人権]

子ども(児童)の権利条約は 1989 年に国連総会で採択された。この条約は、子どもの権利として、生きる権利(防げる病気などで命を失わないこと、病気やけがをしたら治療を受けられること)、育つ権利(教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること)、守られる権利(あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障がいのある子どもや少数民族の子ともなどは特別に守られること)、参加する権利(自由に意見を表明したり、集まってグループをつくって自由な活動をしたりできること)をあげている。日本も 1994 年に条約を批准した。

※出題頻度「子どもの権利条約○」「生きる権利△」「育つ権利△」「守られる権利△」

「参加する権利△」

[問題 2]

次の各問いに答えよ。

【子どもの権利】

[①]権利

- 防げる病気などで命を失わないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられること。

[②]権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

[③]権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。

[参加する権利]

- 自由に意見を表明したり、集まってグループをつくって自由な活動をしたりできること。

- (1) 上の資料は、国際連合が子どもの基本的権利や自由を尊重する目的で採択した条約の内容を示している。この条約の名を書け。
- (2) 資料の①～③に合う言葉を書け。

| |
|--------------|
| (1) 子どもの権利条約 |
| (2)① 生きる |
| ② 育つ |
| ③ 守られる |

【】 平等権

[要点：法の下での平等(憲法 14 条)]

平等権は基本的人権の基礎となるものである。日本国憲法は 14 条 1 項で、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

※出題頻度「法の下に平等◎」「信条○」「性別○」「社会的身分又は門地○」
「差別されない○」

[問題3]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

平等権は基本的人権の基礎となるものである。日本国憲法は 14 条 1 項で、「すべて国民は、(①)の下に(②)であって、人種、(③)、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、(④)されない。」と定めている。

- | |
|------|
| ① 法 |
| ② 平等 |
| ③ 信条 |
| ④ 差別 |

[問題4]

次の各問いに答えよ。

- (1) 「すべて国民は、(①)の下に(②)であって、(③)、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、(④)されない。」(憲法第 (⑤)条) 文中の①～④に適語を入れよ。
- (2) (1)の権利を何というか。

- | |
|---------|
| (1)① 法 |
| ② 平等 |
| ③ 人種 |
| ④ 差別 |
| ⑤ 14 |
| (2) 平等権 |

[要点：部落差別・アイヌ民族への差別・朝鮮人差別]

江戸時代のえた、ひにんという身分は、明治になって法律では廃止されたが、その後も、部落差別が続いた。1965 年の回和对策審議会の答申は、差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であるとした。アイヌ民族は古くから、北海道などを居住地とし、独自の文化を築いてきた。しかし、明治政府が同化政策を進めたため、固有の生活や文化を維持できなくなった。アイヌ文化を振興するために、1997 年にアイヌ文化振興法が制定された。そのほか、在日韓国・朝鮮人に対する差別が根強く残っている。

※出題頻度「部落差別○」「回和对策審議会○」「アイヌ民族○」「アイヌ文化振興法○」

[問題5]

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

江戸時代のえた、ひにんという身分は、明治になって法律では廃止されたが、その後も、(①)差別が続いた。1965年の(②)審議会の答申は、差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であるとした。(③)民族は古くから、北海道などを居住地とし、独自の文化を築いてきた。しかし、明治政府が同化政策を進めたため、固有の生活や文化を維持できなくなった。(③)文化を振興するために、1997年に(④)法が制定された。そのほか、在日韓国・(⑤)人に対する差別が根強く残っている。

- | |
|-----------|
| ① 部落 |
| ② 同和対策 |
| ③ アイヌ |
| ④ アイヌ文化振興 |
| ⑤ 朝鮮 |

[問題6]

次の各問いに答えよ。

- (1) 江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治になって法律では廃止された。しかし、その後も、就職、教育、結婚などでの差別は続いてきた。この差別を何というか。
- (2) 1965年、(1)の差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であると宣言した答申を、政府に出したのは何という機関か。
- (3) 北海道、サハリン、千島列島を居住地とし、独自の言葉と文化を持ち、歴史を築いてきた民族は何か。
- (4) (3)の人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現をはかることをおもな目的として、1997年に成立した法律は何か。

- | |
|--------------|
| (1) 部落差別 |
| (2) 同和対策審議会 |
| (3) アイヌ民族 |
| (4) アイヌ文化振興法 |

[要点：男女平等]

1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約を受けて、1985年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用における女性差別が禁止された。右のような求人広告の場合、「総合職(男性)」を「総合職(男女)」、「事務職(女性)」を「事務職(男女)」と直さなければならない。

| | |
|---|-----------|
| 正社員募集 年齢:20歳以上 職種:総合職(男性) 事務職(女性) 給与:25万円以上 | → 「男女」と直す |
|---|-----------|

さらに1999年に、性別にかかわらずその個性と能力が発揮される社会をめざし、男女共同参画社会基本法が作られた。また、仕事と育児や介護などが両立できる環境を整えるために育児・介護休業法が制定された。

※出題頻度「男女雇用機会均等法◎」「求人広告の不適切な点○」
「男女共同参画社会基本法◎」

[問題7]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約を受けて、1985年に(①)法が制定され、雇用における女性差別が禁止された。右のような求人広告の場合、「総合職(男性)」を「総合職(②)」、「事務職(女性)」を「事務職(②)」と直さなければならない。

| | |
|---|-----------|
| 正社員募集 年齢:20歳以上 職種:総合職(男性) 事務職(女性) 給与:25万円以上 | → 「男女」と直す |
|---|-----------|

さらに1999年に、性別にかかわらずその個性と能力が発揮される社会をめざし、(③)法が作られた。また、仕事と育児や介護などが両立できる環境を整えるために育児・介護休業法が制定された。

- | |
|--------------|
| ① 男女雇用機会均等 |
| ② 男女 |
| ③ 男女共同参画社会基本 |

| |
|--|
| |
|--|

[問題 8]

次の各問いに答えよ。

- (1) 1979年、国連で女性を守るために採択された条約名を書け。
- (2) (1)を受けて、1985年には、採用や仕事の内容の上で、男女を差別なく扱うことなどを定めた法律が制定された。この法律を何というか。
- (3) (2)の法律が防止するよう求めている性的ないやがらせを何というか。
- (4) 次の求人広告をそのまま新聞に掲載することはできない。どこをどのように直せばよいか。

男子営業社員募集

- ・年齢 40歳位まで ・普通免許所有者
- ・待遇 当社規定により経験者優遇
- ・勤務地 ○○営業所

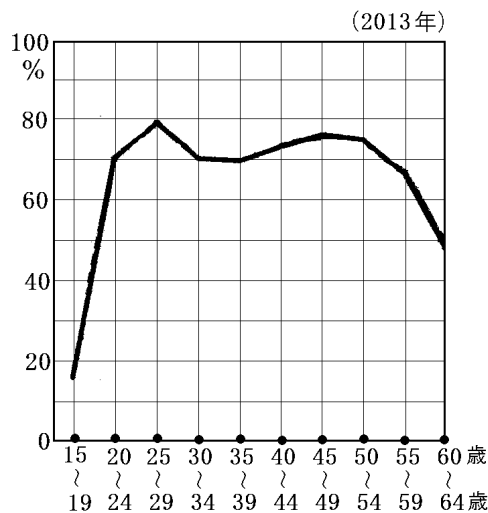
△△株式会社 TEL(**)××××

- (5) 男女がたがいにその人権を尊重しながら、責任を分け合って、性別にかかわらずその個性と能力が発揮される社会をめざし、1999年に制定された法律は何か。
- (6) 仕事と育児や介護などが両立できる環境を整えるために制定された法律は何か。

- (1) 女子差別撤廃条約
- (2) 男女雇用機会均等法
- (3) セクシャルハラスメント
- (4) 「男子営業社員募集」を「男女営業社員募集」になおす。
- (5) 男女共同参画社会基本法
- (6) 育児・介護休業法

[問題 9]

右の資料は日本における、女性の年齢別の働いている割合を示している。これについて後の各問いに答えよ。



- (1) 30歳代の働く女性の割合はどのように変化しているか。
- (2) (1)の変化をもたらしている理由として考えられることを、簡潔に答えよ。
- (3) 40歳前後から働く女性の割合が再び増加しているが、その理由として考えられることを、簡潔に答えよ。

- (1) 減少している。
- (2) 出産・育児のために仕事をやめるから。
- (3) 子どもがある程度大きくなると再び職につくから。

[要点：障がいのある人への配慮]

高齢者や障がいのある人たちが、社会で安全・快適に生活していけるよう、身体的、精神的、社会的なバリア(障壁)を取り除こうという考え方をバリアフリーという。例えば、道路の段差をなくしたり、階段にかわるスロープをつくったり、エレベーターの行き先階ボタンを、車いすを利用する人の使いやすい高さにあわせたりする、車いすで乗降できる路面電車やバスを運行させるなどである。

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送るノーマライゼーションの実現が求められている。障がいのある人の自立と社会参画を支援するために、障害者基本法が制定された。

差別をなくし、一人ひとりを大切に、ともに助け合って生きてゆく社会を共生社会という。共生社会を築いていくためには、すべての人にとって暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせない。例えば、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できるユニバーサルデザインは、そのような試みの一つである。

※出題頻度「バリアフリー○」「ノーマライゼーション○」「ユニバーサルデザイン△」

[問題 10]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

高齢者や障がいのある人たちが、社会で安全・快適に生活していけるよう、身体的、精神的、社会的なバリア(障壁)を取り除こうという考え方を(①)という。障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送る(②)の実現が求められている。障がいのある人の自立と社会参画を支援するために、障害者基本法が制定された。差別をなくし、一人ひとりを大切に、ともに助け合って生きてゆく社会を(③)社会という。(③)社会を築いていくためには、すべての人にとって暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせない。例えば、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できる(④)デザインは、そのような試みの一つである。

- | |
|--------------|
| ① バリアフリー |
| ② ノーマライゼーション |
| ③ 共生 |
| ④ ユニバーサル |

| |
|--|
| |
|--|

[問題11]

次の各問いに答えよ。

- (1) 障がいのある人やお年寄りが一般の社会で、一般の人たちと一緒に安全に暮らせるように、身体的、精神的、社会的な障壁を取り除こうという考え方を何というか。
- (2) (1)の例として正しくないものを次のア～カから 1 つ選び、記号で答えよ。
 ア 多機能・多目的トイレ イ 点字ブロック
 ウ 電車やバスの優先席 エ カメラ機能付き携帯電話
 オ 段差のない道路 カ 車いすで乗降できるバス
- (3) すべての人が区別されることなく、社会の中で普通の生活を送れることを何というか。
- (4) 一人ひとりを大切にし、ともに助け合って生きていく社会を何というか。
- (5) 障がいのある人の自立と社会参画を支援するための法律を1つあげよ。
- (6) 右図の A のバスの時刻表は日本語のみで書かれている。これに対し、B の時刻表は日本語だけでなく、英語も併記されており、外国の人にも分かりやすいデザインになっている。このように、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できるデザインを何というか。

- | |
|----------------|
| (1) バリアフリー |
| (2) エ |
| (3) ノーマライゼーション |
| (4) 共生社会 |
| (5) 障害者基本法 |
| (6) ユニバーサルデザイン |

A

| 205 | | 四條河原町北大路バスターミナル | |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|--|
| 平日 | 土曜日 | 休日 | |
| (お盆・年末年始を除く) | | (お盆・年末年始を除く) | |
| 時 | 時 | 時 | |
| 36 | 36 | 36 | |
| 1 15 *19 23 30 △38 43 49 55 | 1 *15 21 36 △48 | 1 *15 21 41 △58 | |
| 1 7 13 19 25 31 37 43 49 55 | 0 10 19 28 37 46 55 | 14 27 39 51 | |
| 1 7 13 19 26 34 42 50 58 | 4 13 22 31 40 49 △58 | 3 15 27 38 50 | |
| △7 16 25 34 43 52 | 7 16 25 34 43 52 | 2 △14 24 34 44 54 | |
| 1 10 19 28 37 46 55 | 1 10 19 28 37 46 55 | 4 14 24 34 44 54 | |
| 4 11 19 26 34 △41 49 56 | 4 13 22 31 40 49 △58 | 4 13 22 31 △40 49 58 | |

B

| 河原町 Kawaramachi-dori St. | | 四條河原町・北大路バスターミナル | | 205 | |
|-----------------------------|-------------------------|------------------------|---|------------------------|---|
| 平日 Weekdays | | 土曜日 Saturday | | 休日 Sundays & Holidays | |
| (お盆・年末年始を除く) | | (お盆・年末年始を除く) | | (お盆・年末年始を除く) | |
| 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 |
| 36 | 36 | 36 | | 36 | |
| 1 15 *19 23 30 △38 43 49 55 | 1 *15 21 36 △48 | 1 *15 21 41 58 | | 1 *15 21 41 58 | |
| 1 6 12 17 23 29 36 42 48 54 | 0 10 19 28 37 46 55 | 14 △27 39 51 | | 14 △27 39 51 | |
| 0 7 13 19 26 34 42 50 59 | 4 13 22 31 41 50 △59 | 3 13 25 38 50 | | 3 13 25 38 50 | |
| △7 16 25 34 43 52 | 7 16 25 34 43 52 | 3 14 24 34 44 54 | | 3 14 24 34 44 54 | |
| 1 10 19 28 37 46 55 | 1 10 19 28 37 46 55 | 4 14 24 34 44 54 | | 4 14 24 34 44 54 | |
| 4 11 19 26 34 △41 49 56 | 4 11 19 26 34 41 49 △56 | 4 11 19 26 34 41 49 56 | | 4 11 19 26 34 41 49 56 | |

【】自由権

[要点：精神の自由]

誰もが自由にものを考え、自由にものを言えるという精神の自由は、人間らしく生きていくために不可欠なものであると同時に民主主義の基礎でもある。精神の自由には、物事のよしあしを自分で判断する思想・良心の自由や、宗教を信仰するかどうかやどの宗教を信仰するかを自分で決める信教の自由などがある。また、人々が集まったり、団体を作ったり、意見を発表したりする集会・結社・表現の自由、自由に研究を行いその結果を発表する学問の自由も、精神の自由である。政府が出版物などを発表前に検閲することは禁止されている。

※出題頻度「精神の自由○」「思想・良心の自由○」「信教の自由○」「学問の自由○」
「集会・結社・表現の自由○」

[問題 12]

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

誰もが自由にものを考え、自由にものを言えるという(①)の自由は、人間らしく生きていくために不可欠なものであると同時に民主主義の基礎でもある。(①)の自由には、物事のよしあしを自分で判断する思想・(②)の自由や、宗教を信仰するかどうかやどの宗教を信仰するかを自分で決める(③)の自由などがある。また、人々が集まったり、団体を作ったり、意見を発表したりする集会・結社・(④)の自由、自由に研究を行いその結果を発表する(⑤)の自由も、(①)の自由である。政府が出版物などを発表前に(⑥)することは禁止されている。

① 精神

② 良心

③ 信教

④ 表現

⑤ 学問

⑥ 検閲

[要点：身体の自由]

身体の自由については、憲法は次のように定めている。

「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」(18条)「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」(31条)

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権(裁判官)が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」(33条)

「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」(36条)

※出題頻度「身体の自由○」奴隷的拘束△「苦役△」「拷問△」「現行犯△」

「裁判官の出す令状○」

[問題13]

次の文章中の①～⑦に適語を入れよ。

(①)の自由については、憲法は次のように定めている。
「何人も、いかなる(②)的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する(③)に服させられない。」(18条)「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」(31条)

「何人も、(④)犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権(⑤)が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する(⑥)によらなければ、逮捕されない。」(33条)

「公務員による(⑦)及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」(36条)

① 身体

② 奴隷

③ 苦役

④ 現行

⑤ 裁判官

⑥ 令状

⑦ 拷問

[要点：経済活動の自由]

経済活動の自由は、人間としての生存に不可欠のものである。日本国憲法は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転、職業選択の自由を有する。」(憲法 22 条 1 項) 「財産権は、これを侵してはならない。」(憲法 29 条 1 項)と定めている。

※出題頻度「経済活動の自由○」「職業選択の自由○」「居住、移転の自由○」

[問題14]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

(①)活動の自由は、人間としての生存に不可欠のものである。日本国憲法は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、(②), 移転, (③)選択の自由を有する。」(憲法 22 条 1 項) 「(④)権は、これを侵してはならない。」(憲法 29 条 1 項)と定めている。

① 経済

② 居住

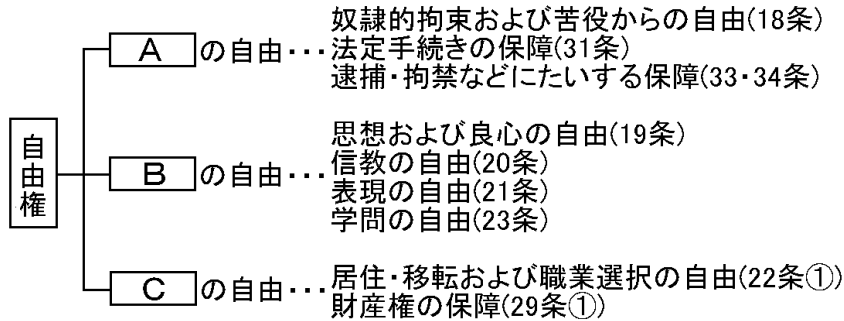
③ 職業

④ 財産

[自由権全般]

[問題15]

日本国憲法が保障している自由権には、図の A, B, C の 3 つの種類がある。A~C にあてはまる語句を答えよ。



| |
|--------|
| A 身体 |
| B 精神 |
| C 経済活動 |

[問題16]

次の自由権の内容は、身体の自由、精神の自由、経済活動の自由のうちのどれにあてはまるか。身体、精神、経済のいずれかの言葉で答えよ。

- (1) 思想及び良心の自由
- (2) 自分の好きな職業につくこと
- (3) 拷問・残虐刑の禁止
- (4) 好きな学問に熱中すること(学問の自由)
- (5) 財産権の不可侵
- (6) 会社をおこして経営すること
- (7) 拷問や自白を強要されないこと
- (8) 言論出版の自由
- (9) 自分の好きな宗教を信仰すること(信教の自由)
- (10)勝手に住居を捜索されないこと
- (11)親といえども勝手に封書を開けられない。
- (12)現行犯以外は裁判所の令状なしでは逮捕されない。(逮捕・拘禁などに対する保障)
- (13)自分の住居を移すことは自由である。
- (14)集会・結社・表現の自由
- (15)奴隷的拘束および苦役からの自由
- (16)法律が定める手続きによらなければ刑罰を科せられない

| |
|---------|
| (1) 精神 |
| (2) 経済 |
| (3) 身体 |
| (4) 精神 |
| (5) 経済 |
| (6) 経済 |
| (7) 身体 |
| (8) 精神 |
| (9) 精神 |
| (10) 身体 |
| (11) 精神 |
| (12) 身体 |
| (13) 経済 |
| (14) 精神 |
| (15) 身体 |
| (16) 身体 |

[問題17]

次の各文の()に適語を入れよ(または、問いに答えよ)。

- (1) 「何人も、いかなる()的拘束も受けない」(18条)
- (2) 「思想及び()の自由は、これを侵してはならない。」(19条)
- (3) 「()の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(20条)
- (4) 「集会、結社及び言論、出版その他一切の()の自由は、これを保障する。」(21条)
- (5) 被疑者を逮捕できるのは、どういう場合に限られているか。2つあげよ。
- (6) 家宅捜索には、何が必要か。
- (7) 抑留や拘禁の場合は、(①)に依頼する権利と、(②)がある旨を告げなければならない。
- (8) 拷問は禁止されており、拷問による自白は()にできない。
- (9) 職業選択の自由は憲法で保障されているが、無制限ではない。医者や弁護士になるためには()が必要である。

| |
|----------------------|
| (1) 奴隷 |
| (2) 良心 |
| (3) 信教 |
| (4) 表現 |
| (5) 現行犯の場合、逮捕令状がある場合 |
| (6) 令状 |
| (7)① 弁護士 |
| ② 黙秘権 |
| (8) 証拠 |
| (9) 資格 |

| |
|--|
| |
|--|

【】 社会権

[要点：生存権]

人間らしい生活を送るための基礎を保障するのが社会権である。社会権のうちで基本となるのは生存権^{せいぞんけん}で、憲法は第 25 条 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。生存権を保障するために、生活保護法^{せいかつほごほう}に基づく公的扶助^{こうてきふじよ}、老齢年金^{らうれいねんきん}・医療保険^{いりようほけん}・介護保険^{かいご}(200 年から導入)などの社会保険をはじめとする社会保障制度がある。

※出題頻度「生存権◎」25 条の条文の「健康◎」「文化的◎」「最低限度の生活◎」

「介護保険△」「生活保護法△」「社会保険△」「社会保障制度△」

[問題 18]

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

人間らしい生活を送るための基礎を保障するのが社会権である。社会権のうちで基本となるのは(①)権で、憲法は第 25 条 1 項で「すべて国民は、(②)で(③)的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。生存権を保障するために、(④)法に基づく公的扶助、老齢年金・医療保険・(⑤)保険(200 年から導入)などの社会保険をはじめとする社会保障制度がある。

- | |
|--------|
| ① 生存 |
| ② 健康 |
| ③ 文化 |
| ④ 生活保護 |
| ⑤ 介護 |

[問題19]

次の各問いに答えよ。

(1) 次の文中の①～④に適語を入れよ。

「すべて国民は(①)で(②)的な(③)の生活を営む権利を有する。」

(憲法(④)条 1 項)

(2) (1)の権利を社会権の中でも特に何というか。

(3) (2)を保障するために、老齢年金、医療保険などの保険がある。これらの保険を何というか。

(4) 2000 年から実施された、介護が必要な高齢者を対象にした保険を何というか。

(5) (2)を保障するために、働くことができず収入がとだえた場合、法律によって生活に必要なお金が支給される。このことを定めている法律は何か。

- | |
|-----------|
| (1)① 健康 |
| ② 文化 |
| ③ 最低限度 |
| ④ 25 |
| (2) 生存権 |
| (3) 社会保険 |
| (4) 介護保険 |
| (5) 生活保護法 |

[要点：教育を受ける権利]

憲法 26 条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」(1 項)とし、さらに「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」(2 項)と定めている。教育基本法は教育を受ける権利を具体的に定めている。

※出題頻度「教育を受ける権利◎」「普通教育を受けさせる義務○」
「義務教育は、これを無償とする△」

[問題20]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

憲法 26 条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく(①)を受ける権利を有する。」(1 項)とし、さらに「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる(②)を負う。義務教育は、これを無償とする」(2 項)と定めている。(③)法は教育を受ける権利を具体的に定めている。

- | |
|--------|
| ① 教育 |
| ② 義務 |
| ③ 教育基本 |

| |
|--|
| |
|--|

[問題21]

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その(①)に応じて、(②)教育を受ける(③)を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる(④)を負う。義務教育は、これを(⑤)とする。(憲法 26 条)

- | |
|--------|
| ① 能力 |
| ② ひとしく |
| ③ 権利 |
| ④ 義務 |
| ⑤ 無償 |

[要点：労働基本権など]

自分と家族の生活(生存)を維持するためには働かなければならない。憲法 27 条が「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う。」と勤労の権利を定めているのはそのためである。また、憲法 28 条と労働組合法では、労働者の地位を高めるために、団結権(組合を作る権利)、団体交渉権(労働条件について交渉する権利)、団体行動権(争議権)を保障しており、これらを労働基本権(労働三権)という。なお、公務員の場合は、ストライキが及ぼす影響が大きいことから、団体行動権は認められていない(警察官や消防士がストライキをやったら大変である)。
※出題頻度「勤労の権利○」「労働基本権○」「団結権◎」「団体交渉権◎」「団体行動権◎」

[問題 22]

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

自分と家族の生活(生存)を維持するためには働かなければならない。憲法 27 条が「すべて国民は(①)の権利を有し義務を負う。」と(①)の権利を定めているのはそのためである。また、憲法 28 条と労働組合法では、労働者の地位を高めるために、(②)権(組合を作る権利), (③)権(労働条件について交渉する権利), (④)権(争議権)を保障しており, これらを(⑤)権(労働三権)という。なお, (⑥)の場合は, ストライキが及ぼす影響が大きいことから, (④)権は認められていない。

| |
|--------|
| ① 勤労 |
| ② 団結 |
| ③ 団体交渉 |
| ④ 団体行動 |
| ⑤ 労働基本 |
| ⑥ 公務員 |

[問題 23]

次の各問いに答えよ。

- (1) 憲法及び労働組合法で労働者に認められている次の①～③の権利を何というか。
- ① 労働組合を作る権利
 - ② 労働組合が使用者と対等な立場で労働条件の改善を求めて交渉する権利
 - ③ ストライキを行う権利
- (2) (1)の 3つの権利をあわせて何というか。
- (3) (1)の3つの権利のうち, 公務員には認められていないものは何か。
- (4) 「すべて国民は(①)の権利を有し, (②)を負う。」(27条) ①, ②に適語を入れよ。

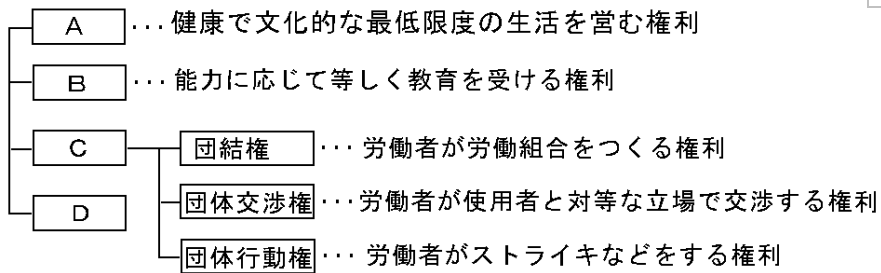
| |
|-----------------|
| (1)① 団結権 |
| ② 団体交渉権 |
| ③ 団体行動権 |
| (2) 労働基本権(労働三権) |
| (3) 団体行動権 |
| (4)① 勤労 |
| ② 義務 |

[社会権全般]

[問題24]

次の各問いに答えよ。

- (1) 人間らしい生活をするために保障された権利は何か。
- (2) (1)の権利は、すべての国民が人間的で豊かな生活をするために、20世紀に入って多くの国で認められるようになった権利であるが、どこの国の何という憲法において最初に認められたか。
- (3) 日本国憲法で保障されている(1)の権利は次の図のように大きく4つに分けられる。図中のA～Dに適する語句を書け。



| |
|-----------------|
| (1) 社会権 |
| (2) ドイツのワイマール憲法 |
| (3)A 生存権 |
| B 教育を受ける権利 |
| C 労働基本権 |
| D 勤労の権利 |

【】 人権保障を確かなものにするための権利

[要点：参政権]

国民が政治に参加する権利をまとめて^{さんせいけん}参政権という。参政権のうち、国民が代表を選ぶ権利を^{せんきょけん}選挙権、代表者として選ばれる権利を^{ひせんきょけん}被選挙権という。そのほかに、憲法改正の国民投票権、最高裁判所裁判官の国民審査権なども参政権である。また、国や地方公共団体の機関に要望をする^{せいがん}請願権も参政権の1つである。

※請願権は、参政権に分類している教科書と、請求権に分類している教科書がある。ここでは、参政権に分類する。

※出題頻度「参政権○」「選挙権○」「被選挙権△」「国民投票△」「国民審査△」「請願権○」

[問題 25]

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

国民が政治に参加する権利をまとめて(①)権という。(①)権のうち、国民が代表を選ぶ権利を(②)権、代表者として選ばれる権利を(③)権という。そのほかに、憲法改正の(④)権、最高裁判所裁判官の(⑤)権なども(①)権である。また、国や地方公共団体の機関に要望をする(⑥)権も(①)権の1つである。

- | |
|--------|
| ① 参政 |
| ② 選挙 |
| ③ 被選挙 |
| ④ 国民投票 |
| ⑤ 国民審査 |
| ⑥ 請願 |

[問題 26]

次の各問いに答えよ。

- (1) 国民が政治に参加する権利をまとめて何というか。
- (2) (1)のうち、国会議員などを選ぶ国民の権利を何というか。
- (3) (1)のうち、代表者として国民によって選挙される権利を何というか。
- (4) (1)のうち、最高裁判所の裁判官に関する権利は何か。
- (5) (1)のうち、憲法改正に関する権利は何か。
- (6) (1)のうち、自分の要望を実現するために、直接、国や地方公共団体の議会や行政機関に訴える権利を何というか。

- | |
|-----------|
| (1) 参政権 |
| (2) 選挙権 |
| (3) 被選挙権 |
| (4) 国民審査権 |
| (5) 国民投票権 |
| (6) 請願権 |

[要点：請求権]

人権が侵害されたときに救済を求める各種の権利を請求権という。具体的な請求権としては、人権が侵害されたときに、裁判所に訴えて公正な裁判によって救済を求める裁判を受ける権利、公務員の不法行為によって損害を受けたときに損害賠償を請求できる国家賠償請求権、裁判の結果無罪判決を受けたときや、一度は有罪となり服役したが、再審の結果無罪となった場合に請求することができる刑事補償請求権がある。

※出題頻度「請求権○」「裁判を受ける権利○」「国家賠償請求権△」「刑事補償請求権○」

[問題27]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

人権が侵害されたときに救済を求める各種の権利を(①)権という。具体的な(①)権としては、人権が侵害されたときに、裁判所に訴えて公正な裁判によって救済を求める(②)権利、公務員の不法行為によって損害を受けたときに損害賠償を請求できる(③)権、裁判の結果無罪判決を受けたときや、一度は有罪となり服役したが、再審の結果無罪となった場合に請求することができる(④)権がある。

- | |
|----------|
| ① 請求 |
| ② 裁判を受ける |
| ③ 国家賠償請求 |
| ④ 刑事補償請求 |

[問題 28]

次の各問いに答えよ。

- (1) 裁判所に裁判を求める権利を何というか。
- (2) 公務員の不法行為に対して損害賠償を請求する権利を何というか。
- (3) 刑事裁判で無罪になったときや、一度は有罪となり服役したが、再審の結果無罪となった場合に請求することができる権利を何というか。
- (4) (1)～(3)の権利をまとめて何というか。

- | |
|--------------|
| (1) 裁判を受ける権利 |
| (2) 国家賠償請求権 |
| (3) 刑事補償請求権 |
| (4) 請求権 |

【】 基本的人権の分類

[要点：基本的人権の分類]

基本的人権を分類すると、自由権(個人が自分の意志で行動し、他から束縛^{そくぼく}されない権利)、平等権(人種、信条、性別、身分などによって差別されない権利)、社会権(人間らしい生活をするために保障された権利)、人権保障を確かなものにするための権利(参政権、請求権など)となる。

※この単元はよく出題される。

[問題 29]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

基本的人権を分類すると、(①)権(個人が自分の意志で行動し、他から束縛されない権利)、(②)権(人種、信条、性別、身分などによって差別されない権利)、(③)権(人間らしい生活をするために保障された権利)、人権保障を確かなものにするための権利(参政権、請求権など)となる。

| |
|------|
| ① 自由 |
| ② 平等 |
| ③ 社会 |

[問題30]

次は自由権，平等権，社会権，参政権，請求権のどの権利と関係があるか。

- (1) すべて国民は教育を受ける権利を有する。
- (2) 現行犯以外は，法で定められる正しい手続きがなければ，逮捕されない。
- (3) 選挙権，被選挙権。
- (4) 団結権，団体交渉権，団体行動権(争議権)。
- (5) 自分の考えを出版したり，政府に反対の意見を発表したりしてもよい。
- (6) 警察官でも，令状がなければ他人の家に勝手にはいることはできない。
- (7) どんな職業についても，どこに住んでもよい。
- (8) 健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある。
- (9) 最高裁判所の裁判官の国民審査。
- (10) 何人も裁判を受ける権利がある。
- (11) 拷問や残虐な刑の禁止。
- (12) 財産権。
- (13) 憲法改正の国民投票。
- (14) 勤労権。
- (15) 人権が侵害されたときに，刑事補償や損害賠償を求めることができる。
- (16) 集会，結社，言論，出版。
- (17) 人種，信条，性別，社会的身分または門地により差別されない。
- (18) 国会や政府に対して請願する権利。
- (19) どんな宗教を信仰してもよい。
- (20) 国から生活保護を受ける。
- (21) 通信の秘密を侵されない権利。
- (22) すべての国民が，人間らしい生活をするための権利。
- (23) 一票の重みの格差が憲法に違反するとして裁判で争われた。

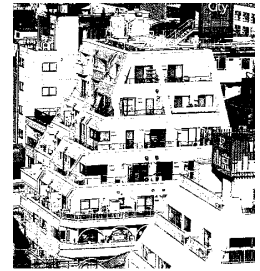
| |
|----------|
| (1) 社会権 |
| (2) 自由権 |
| (3) 参政権 |
| (4) 社会権 |
| (5) 自由権 |
| (6) 自由権 |
| (7) 自由権 |
| (8) 社会権 |
| (9) 参政権 |
| (10) 請求権 |
| (11) 自由権 |
| (12) 自由権 |
| (13) 参政権 |
| (14) 社会権 |
| (15) 請求権 |
| (16) 自由権 |
| (17) 平等権 |
| (18) 参政権 |
| (19) 自由権 |
| (20) 社会権 |
| (21) 自由権 |
| (22) 社会権 |
| (23) 平等権 |

| |
|--|
| |
|--|

【】新しい人権

[要点：環境権]

高度経済成長期、八代海に流れ込んだ廃液中の有機水銀によって発生した水俣病などの公害問題に対し、人間らしい生活環境を求める権利として環境権が主張された。環境権は日本国憲法に直接定められていないが、憲法13条の幸福追求権を根拠として主張されている。右の資料は、建築基準法の規制によって上階に行くほど建物がせまくなっているが、このような建て方の規制が行われているのは、近隣の住民の日照権という環境権を守るためである。



1993年には、地球環境時代にふさわしい環境基本政策について定めた環境基本法が制定された。また、1997年には環境影響評価(環境アセスメント)法が制定され、道路や空港などをつくるときは、自然環境にどのような影響を与えるかを、事前に予測・調査する環境アセスメントが義務づけられるようになった。

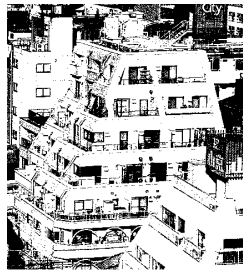
※出題頻度「水俣病○」「環境権◎」「日照権○」「環境基本法○」「環境アセスメント◎」

[問題31]

次の文章中の①～⑥に適語を入れよ。

高度経済成長期、八代海に流れ込んだ廃液中の有機水銀によって発生した(①)病などの公害問題に対し、人間らしい生活環境を求める権利として(②)権が主張された。(②)権は日本国憲法に直接定められていないが、憲法13条の(③)権を根拠として主張されている。

右の資料は、建築基準法の規制によって上階に行くほど建物がせまくなっているが、このような建て方の規制が行われているのは、近隣の住民の(④)権という(②)権を守るためである。



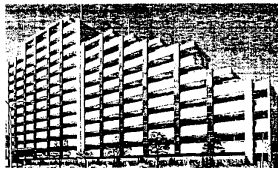
1993年には、地球環境時代にふさわしい環境基本政策について定めた(⑤)法が制定された。また、1997年には環境影響評価(環境(⑥))法が制定され、道路や空港などをつくるときは、自然環境にどのような影響を与えるかを、事前に予測・調査する環境(⑥)が義務づけられるようになった。

- | |
|----------|
| ① 水俣 |
| ② 環境 |
| ③ 幸福追求 |
| ④ 日照 |
| ⑤ 環境基本 |
| ⑥ アセスメント |

[問題 32]

次の各問いに答えよ。

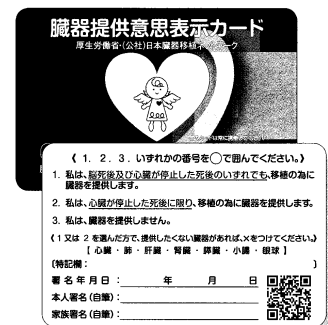
- (1) 高度経済成長が進む中で公害が深刻化したが、八代海に流れ込んだ廃液中の有機水銀によって発生した公害病を何と
いうか。
- (2) きれいな水や空気、よい日当たりなど人間らしい生活環境
を求める権利として何という権利が主張されるようになったか。
- (3) (2)は憲法 13 条にある何という権利を根拠としているか。
- (4) 右図の建物は上階に行くほど建物がせまくなっているが、このよ
うな建て方の規制が行われているのは、近隣住民の(2)の権利の中でも
特に何という権利を尊重したもののか。
- (5) 環境にやさしい社会をつくるために、1993 年に制定された
法律を何と
いうか。
- (6) 道路や建築物をつくる時など、さまざまな開発を行う際、
開発が環境におよぼす影響を事前に調査することを何と
いうか。



- | |
|--------------|
| (1) 水俣病 |
| (2) 環境権 |
| (3) 幸福追求権 |
| (4) 日照権 |
| (5) 環境基本法 |
| (6) 環境アセスメント |

[要点：自己決定権]

個人が自分の生き方や生活のしかたについて自由に決定する権利は、自己決定権とよばれ、最近、特に医療に関して主張されている。右図は、臓器提供意思表示カード(ドナーカード)である。もしも自分が脳死状態になったときには、臓器を提供してよいと、事前に記入しておくもので、自己決定権を尊重するためのものである。また、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際には、インフォームド・コンセント(医師の十分な説明に基づく患者の同意)が重視されてきている。



さらに、延命治療をこばむ尊厳死や、たえがたい苦痛をともなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されているが、慎重な意見もある。
※出題頻度「自己決定権◎」「臓器提供意思表示カード○」「インフォームド・コンセント○」

[問題33]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

個人が自分の生き方や生活のしかたについて自由に決定する権利は、(①)権とよばれ、最近、特に医療に関して主張されている。右図は、(②)カード(ドナーカード)である。もしも自分が脳死状態になったときには、臓器を提供



してよいと、事前に記入しておくもので、(①)権を尊重するためのものである。また、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際には、(③)(医師の十分な説明に基づく患者の同意)が重視されてきている。

さらに、延命治療をこばむ尊厳死や、たえがたい苦痛をとまなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、(①)権として主張されているが、慎重な意見もある。

- ① 自己決定
- ② 臓器提供意思表示
- ③ インフォームド・コンセント

[問題34]

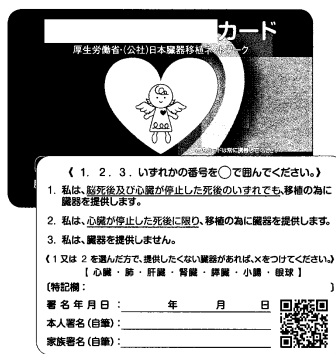
次の各問いに答えよ。

(1) 右の資料のカードを何というか。

(2) 最近では、患者が医師からの情報を得た上で治療方法などを決定できるようになっている。これを何というか。

(3) (1)や(2)のように、個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を何というか。

(4) 病気で直る見込みがない場合に、本人の意志で生命維持装置を外す(①)死や、たえがたい苦痛をとまなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ(②)死が、(3)の権利として主張されているが、慎重な意見もある。文中の①、②に適語を入れよ。



- (1) 臓器提供意思表示カード(ドナーカード)
- (2) インフォームド・コンセント
- (3) 自己決定権
- (4)① 尊厳
- ② 安楽

[要点：知る権利]

国民が主権者として政治に参加するためには、行政機関のもつさまざまな情報^{じょうほう}を手に入れることが必要である。そこで、「知る権利」がとなえられ、国や多くの地方公共団体^{じょうほうこうかい}で情報公開^{せいど}制度が設けられてきた。1999年には情報公開法が制定された。情報公開制度は、国や地方の政治を透明で公正なものにするために役立つ。マスメディアは情報の伝達について、重要な社会的使命を果たさなければならない。

※出題頻度「知る権利◎」「情報公開制度○」「情報公開法○」

[問題 35]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

国民が主権者として政治に参加するためには、行政機関のもつさまざまな情報を手に入れることが必要である。そこで、「(①)権利」がとなえられ、国や多くの地方公共団体で(②)制度が設けられてきた。1999年には(②)法が制定された。(②)制度は、国や地方の政治を透明で公正なものにするために役立つ。(③)は情報の伝達について、重要な社会的使命を果たさなければならない。

- | |
|----------|
| ① 知る |
| ② 情報公開 |
| ③ マスメディア |

| |
|--|
| |
|--|

[問題36]

次の各問いに答えよ。

- (1) 国や地方公共団体がもっているさまざまな情報の公開を要求する権利を何というか。
- (2) (1)の権利に対して、国や地方公共団体はどのような制度を設けたか。
- (3) (2)の制度を具体化するために、1999年に制定された法律は何か。

- | |
|------------|
| (1) 知る権利 |
| (2) 情報公開制度 |
| (3) 情報公開法 |

| |
|--|
| |
|--|

[要点：プライバシーの権利など]

マスメディアの報道が、個人の私生活の秘密を公開してしまうことがある。このような報道によって、多くの人に秘密が知られてしまうことは、その人に大きな不利益をあたえる。そこで、個人の私生活に関する情報を公開されない権利として、プライバシーの権利が認められるようになった。自分の顔や姿などを写真や映像などに勝手に撮影されたり、公表されたりしない権利である肖像権も、その1つである。また、情報社会では、個人情報^{こじんじょうほう}が本人の知らない間に収集され利用されることがある。そこで、2003年に個人情報保護法が制定され、国や地方、民間の情報管理者がこのような個人情報を慎重に管理するように義務づける個人情報保護制度が設けられた。

※出題頻度「プライバシーの権利◎」「個人情報保護法○」

[問題37]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

マスメディアの報道が、個人の私生活の秘密を公開してしまうことがある。このような報道によって、多くの人に秘密が知られてしまうことは、その人に大きな不利益をあたえる。そこで、個人の私生活に関する情報を公開されない権利として、(①)の権利が認められるようになった。自分の顔や姿などを写真や映像などに勝手に撮影されたり、公表されたりしない権利である(②)権も、その1つである。また、情報社会では、個人情報^{こじんじょうほう}が本人の知らない間に収集され利用されることがある。そこで、2003年に(③)法が制定され、国や地方、民間の情報管理者がこのような個人情報を慎重に管理するように義務づける(③)制度が設けられた。

① プライバシー

② 肖像

③ 個人情報保護

[問題 38]

次の各問いに答えよ。

- (1) 個人の私生活や情報を他人の干渉から守る権利を何というか。
- (2) (1)の権利の一種で、自分の顔や姿などを写真や映像などに勝手に撮影されたり、公表されたりしない権利を何というか。
- (3) (1)の権利を守るために2003年に制定された法律は何か。

(1) プライバシーの権利

(2) 肖像権

(3) 個人情報保護法

[問題 39]

ホームページを作成する際に注意すべきことについて説明した次の文章の空欄①、②に適語を入れよ。(①は漢字 4 文字, ②は漢字 3 文字)

ホームページなどを作る際には, 次のことに気を付けたい。

- ・(①)の流出をしないように心がけること。
- ・無責任な書き込みをしないこと。これをしてしまうと, 後々トラブルが生じやすい。
- ・(②)の侵害になってしまうので, 他人の作品を断りなしに使用しない。

① 個人情報

② 著作権

【】 公共の福祉

[要点：公共の福祉]

人権は無制限なものではない。例えば、職業選択の自由があるからといって、資格のない人が医療行為を行うことは許されていない。治療を受ける人の命を危険にさらすからである。人権には、他人の人権を侵害してはならないという限界がある。また、道路をつくるために、一定の補償のもとに土地を収用する場合のように、多数の人々の利益のために、一部の人の財産権を制限することもある。このような人権を制約する原理を公共の福祉という。
※出題頻度「公共の福祉○」「次の例はどのような人権が制限されるか○」

[問題40]

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

人権は無制限なものではない。例えば、(①)の自由があるからといって、資格のない人が医療行為を行うことは許されていない。治療を受ける人の命を危険にさらすからである。人権には、他人の人権を侵害してはならないという限界がある。また、道路をつくるために、一定の補償のもとに土地を収用する場合のように、多数の人々の利益のために、一部の人の(②)権を制限することもある。このような人権を制約する原理を(③)という。

- | |
|---------|
| ① 職業選択 |
| ② 財産 |
| ③ 公共の福祉 |

| |
|--|
| |
|--|

[問題 41]

次の各問いに答えよ。

- (1) 基本的人権は、最大限に尊重されなければならない。しかし、人権は、他の人々の人権との関係で制限されることがある。このような場合に、人権と人権との対立を調整するための原理を、憲法では何というか。
- (2) 次の①～⑥は、(1)によって人権が制限される例である。どのような人権が制限されるか。それぞれ答えよ。
- ① 不備な建築は禁止する。
 - ② 駅前などで勝手に集会を開くことは人々の迷惑になるので禁止する。
 - ③ 無資格で医師として活動することは禁止する。
 - ④ 他人の名誉を傷つける行為については禁止する。
 - ⑤ 公務員がストライキを行うことは禁止されている。
 - ⑥ 伝染病になり入院、隔離された。

- | |
|------------|
| (1) 公共の福祉 |
| (2)① 財産権 |
| ② 集会・結社の自由 |
| ③ 職業選択の自由 |
| ④ 表現の自由 |
| ⑤ 労働基本権 |
| ⑥ 居住・移転の自由 |

【】 国民の義務

[要点：国民の義務]

日本国憲法に定められた国民の三大義務は、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務である。

※出題頻度「子どもに普通教育を受けさせる義務○」「勤労の義務○」「納税の義務○」

[問題 42]

次の文章中の①、②に適語を入れよ。

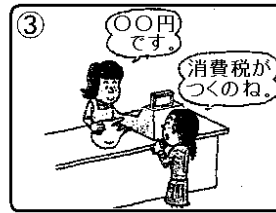
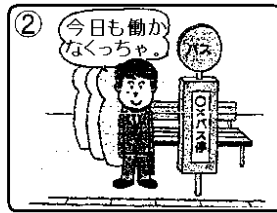
日本国憲法に定められた国民の三大義務は、子どもに
(①)を受けさせる義務、(②)の義務、納税の義務である。

① 普通教育

② 勤労

[問題 43]

次のイラストは憲法で定められた国民の三大義務を示している。それぞれ何か答えよ。



① 子どもに普通教育を受けさせる義務

② 勤労の義務

③ 納税の義務

【】 グローバル社会と人権

[要点：グローバル社会と人権]

国連で1948年に世界人権宣言が採択されたが、条約でないため、法的な拘束力はなかった。そこで1966年に条約のかたちで加盟国を拘束することのできる国際人権規約が採択され、日本も1979年に加入した。そのほかにも、人種差別撤廃条約(1965年)、女子差別撤廃条約(1979年)、障害者権利条約(2006年)などが国連で採択された。これらの条約は、締約国での人権保障の改善に役立っている。例えば、日本でも、女子差別撤廃条約の採択を受けて、男女雇用機会均等法が制定された。2006年には国連人権理事会が置かれ、国連加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するように勧告している。地球規模での人権保障の場では、各国が協力しているが、「国境なき医師団」のような非政府組織(NGO)も活躍している。

※出題頻度「世界人権宣言○」「国際人権規約○」「女子差別撤廃条約△」「障害者権利条約△」「NGO○」

[問題 44]

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

国連で1948年に(①)宣言が採択されたが、条約でないため、法的な拘束力はなかった。そこで1966年に条約のかたちで加盟国を拘束することのできる(②)規約が採択され、日本も1979年に加入した。そのほかにも、人種差別撤廃条約(1965年)、(③)条約が(1979年)、障害者権利条約(2006年)などが国連で採択された。これらの条約は、締約国での人権保障の改善に役立っている。例えば、日本でも、(③)条約の採択を受けて、男女雇用機会均等法が制定された。2006年には国連人権理事会が置かれ、国連加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するように勧告している。地球規模での人権保障の場では、各国が協力しているが、「国境なき医師団」のような非政府組織(④)も活躍している。

| |
|----------|
| ① 世界人権 |
| ② 国際人権 |
| ③ 女子差別撤廃 |
| ④ NGO |

| |
|--|
| |
|--|

[問題 45]

次の各問いに答えよ。

- (1) 国連の総会が 1948 年に採択した、人権尊重を国際的に確立するための宣言を何というか。
- (2) (1)の宣言をより効果的なものとするため、1966 年に国連が採択した条約は何か。
- (3) 人種差別をなくすことを目的として 1965 年に結ばれた条約は何か。
- (4) (3)に関連して、先住民族に対する差別が問題となったカナダ、オーストラリアの先住民族を何と呼んでいるか、それぞれ答えよ。
- (5) 1979 年に採択された、あらゆる分野での女子に対する差別をなくすための条約は何か。
- (6) 2006 年に採択された、障害者などハンディを持つ人々の権利を保障するための条約は何か。
- (7) 国連加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するように勧告を行う国連の理事会が 2006 年に置かれた。この理事会の名前を答えよ。
- (8) 地球規模での人権保障の場では、各国が協力しているが、「国境なき医師団」のような非政府組織も活躍している。非政府組織をアルファベット 3 文字で答えよ。

| |
|-------------------------------|
| (1) 世界人権宣言 |
| (2) 国際人権規約 |
| (3) 人種差別撤廃条約 |
| (4)カナダ：イヌイット オーストラリア：アボリジニ |
| (5) 女子差別撤廃条約 |
| (6) 障害者権利条約 |
| (7) 国連人権理事会 |
| (8) NGO |

| |
|--|
| |
|--|